



2011年1月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 クレハ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 隆 夫
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 数 井 明 生
(T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1)

慢性腎不全用剤「クレメジン」の後発品「キューカル」に関する 特許権侵害訴訟について (続報)

既に2007年2月14日に開示しましたとおり、当社は、当社製造の慢性腎不全用剤「クレメジン細粒」及び「クレメジンカプセル200」の後発品に関し、両医薬品の後発品として「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」を製造・販売する日医工ファーマ株式会社(旧テイコクメディックス株式会社。以下「日医工ファーマ」といいます。)に対して、当社の保有する特許権の一つである特許第3835698号(発明の名称「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤」。以下「本特許権」といいます。)の侵害を理由として、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起していたところ、2009年10月8日に開示しましたとおり、東京地方裁判所は、本特許権侵害を認め、日医工ファーマに対し、5,300万円余りの損害賠償を命ずる判決を言い渡しました。

その後、日医工ファーマが本特許権侵害を回避するためにしたと主張する仕様変更後の製品に対しても、当社は本特許権侵害を一貫して主張すべく、2009年10月21日付けで知的財産高等裁判所へ控訴を提起していましたが(なお、日医工ファーマも2009年10月13日付けで同裁判所へ控訴を提起)、この度、同裁判所において、当社と日医工ファーマの間で和解に至りましたので、お知らせ致します。

和解内容の骨子は、以下のとおりです。

和解内容骨子；

1. 日医工ファーマは、今後、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」(ただし、仕様変更前のもの)を製造し、販売しない。
2. 日医工ファーマは、今後、本特許権が有効に存続する限り、本特許権の範囲に属する経口投与用吸着剤の製造販売等を行わない。
3. 日医工ファーマは、今後、本特許権の有効性を争わず、本特許権について特許無効審判を請求し、第三者をして特許無効審判を請求させない。
4. 日医工ファーマは、解決金として、金6,000万円を当社に支払う。
5. 当社は、日医工ファーマが本和解の定め反しない限り、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」について、本特許権を行使しない。

当社は、知的財産権を極めて重要な資産の一つと位置付けており、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」の仕様変更後製品も含めて、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合には、知的財産権の保護および活用のために、今後も引き続き、毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上